

## シリーズ 社会福祉法人の力を地域に

### ～社会福祉法人の地域における公益的な取組を紹介～

社会福祉法が改正され、全ての社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」を行うことが責務として規定されました。社会福祉法人の公益性・非営利性など、その本旨に従い、他の事業主体では困難な福祉ニーズへの対応が求められています。

## 「みんなが笑顔になるように 私たちができること」

### 社会福祉法人 弘和会・輪島市社会福祉協議会

#### 取り組みの概要

輪島市社会福祉協議会と弘和会では、新型コロナウイルス感染症予防のため休止しているこども食堂等を利用して児童への支援を考え、2法人連携でお弁当の配布を行いました。

3月中旬から週1回の計3回、1回につき約55～75食を準備しました。配布場所は、従来こども食堂をおこなっている会場等で市内5か所に設置、お昼前から配布を行いました。

この活動には、中央共同募金会が行う「赤い羽根『臨時休校中の子どもと家族を支えよう 緊急支援活動助成事業』」の助成を受け実施しました。

#### 強みを活かして

本年1月にも弘和会の「うみそらキッチン」と社協の「わ・もっそこどものレストラン」は、共同でこども食堂を開催し、地域の子どもや放課後児童デイに通う子どもの交流を行うなど普段から連携していたことが、お弁当配布の迅速な企画実施へとつながりました。

調理は、弘和会が運営するカフェ「一互一笑」が担い、安心して栄養バランスに配慮したお弁当ができました。また、こども食堂の利用者や市内の母子寡婦会への周知取りまとめなどは社協が行うなど、両者の強みを活かした協働事業となりました。



子育て世帯の大変さはよくわかります！と調理スタッフも快く対応してくださいました。子どもたちが喜ぶ彩りよいお弁当です

#### 福祉はまちづくり

社会福祉法人の使命として、地域の生活上の問題をいかに解決していくかが、これからの地域づくりのテーマとなります。今回のような過去に例のない、緊急的な課題に対しても地域の仲間と、お互いに助け合う住民参加型のサービスづくりを今後も目指していきます。



仕事の休憩時間の合間に取りに来られた保護者も。「週に1回でも本当に助かります」



小学生の兄妹が歩いて取りにこられました「近くに施設があることは知っていたけど、初めてなかに入った。いろんな人が集っていて安心しました」

【問い合わせ】(社福) 輪島市社会福祉協議会 TEL0768(22)2219

◇◇◇地域における公益的な取組をシリーズで発信していきます。情報をお寄せください。◇◇◇